

補償コンサルタント登録申請における補償業務管理者の専任性についての一部解釈変更による運用について（申請日が令和3年7月1日以降）

Q. 登録規程第3条第一号には「登録を受けようとする者」の条件として補償業務の管理をつかさどる専任の者」とありますが、補償業務管理者の専任性とはどのような考え方なのでしょうか。

A. 専任性の考え方は、建設コンサルタント・地質調査業の考え方に準じており、各規程や法律において専任を求めているもの同士の重複は認められません。（「専任性」とは、補償業務管理者が本店、支店又は営業所に常勤として勤務し、専ら登録部門の補償業務に従事することを意味します。）

例えば、地質調査業登録規程に規定する技術管理者、建設業法に規定する営業所の専任技術者、宅地建物取引業法に規定する専任の宅地建物取引士、建築士法に規定する建築士事務所を管理する専任の建築士、不動産の鑑定評価に関する法律に規定する専任の不動産鑑定士などが挙げられます。

また、測量士につきましては測量法第55条の13により、各営業所に常勤の測量士を配置することとされており専任は求められていませんが、補償業務管理者は専任である必要がありますので「各営業所におく常勤の測量士」として登録をしている者であれば補償業務管理者の登録は、認められません。

(従来解釈)



なお、測量士につきましては測量法第55条の13により、各営業所に常勤の測量士を配置することとされており専任までは求められておらず、補償業務管理者においても「常勤で、かつ、専ら当該登録部門に係る補償業務の管理を行う者」とされているが、他に専任を求められていない者との兼任を妨げるものではありません。よって、測量業における誓約測量士と、補償コンサルタントにおける補償業務管理者を兼任する登録申請にあたっては、それぞれの常勤性が担保されていることを条件として認められます。

(令和3年7月1日以降の解釈)